

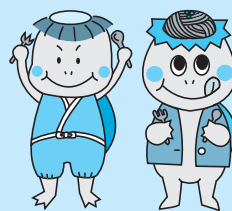


福崎町・加西市連携コミュニティバス 出発進行！





令和3年5月3日 福崎町は町制65周年を迎えました



昭和31(1956)年5月3日、田原村・八千種村・福崎町の1町2村が合併し福崎町が誕生してから65周年となります。

福崎町は豊かな自然と文化が薫るまち、教育・福祉の充実した住民に優しいまちとして発展してきました。これからも、みなさんがふるさとを誇りに思い、安心して暮らすことができる魅力あるまちであり続けるよう、先人の英知と努力を礎に、さらなる飛躍をめざします。

記念行事

◆記念式典

5月3日(月・祝)の町制施行日に記念式典を予定していましたが、緊急事態宣言を受けて、開催を延期しました。

◆夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会

日時：8月29日(日)

場所：田原小学校

*参加者の募集など、詳細は改めてお知らせします



50周年記念(平成18年)ラジオ体操会のようなす(田原小学校)

総務課(内線221)

5月は「消費者月間」 5月30日は「消費者の日」 『消費』で築く新しい日常

令和3年度のテーマ

●令和2年度相談状況

相談受付件数

苦情	223件	75.3%
問合せ	73件	24.7%
要望	0件	0.0%
合計	296件	100%

相談受付方法

来訪	122件	41.2%
電話	174件	58.8%
合計	296件	100%

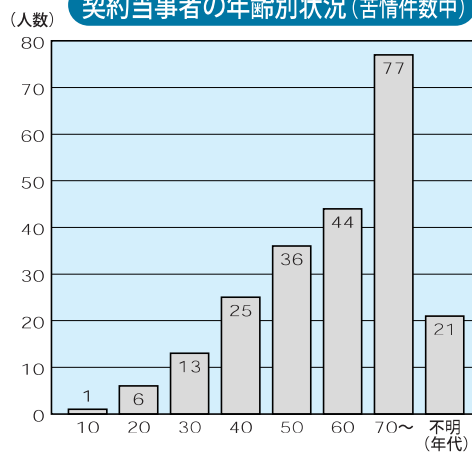
契約当事者の性別(苦情相談中)

男性	84人	37.7%
女性	131人	58.7%
団体	8件	3.6%
合計	223件	100%

苦情の種類(多い順)

- 1 商品一般
- 2 放送・コンテンツ
- 3 衛生設備
- 4 健康食品
- 4 戸建住宅
- 6 役務その他
- 7 化粧品
- 8 インターネット・通信サービス
- 9 電気
- 10 他の金融関連サービス

契約当事者の年齢別状況(苦情件数中)



福崎町の消費者行政に対する取り組みについて
福崎町長 尾崎吉晴

5月は消費者月間です。福崎町では、平成22年4月から市川町・神河町と共同で、神崎郡消費生活科学センター(福崎町)を設置し、消費生活に関する相談業務や啓発活動に取り組んでいます。

これまでと同様に、今後も消費生活相談員のレベルアップや、出前講座などによる消費者への啓発活動・情報提供をとおして、悪質商法・架空請求など多様化・複雑化する消費者問題に対する被害防止に努めます。

また、関係機関や各種団体との連携により、消費者保護対策や消費者教育を推進し、消費者のより安全・安心な暮らしの実現に向けて引き続き消費生活センター相談窓口の充実を図ります。

行事予定 (5月15日～6月2日)

月	日	曜日	時間	行事
5	15	土	11:00	おはなし会
5	22	土	14:00	子ども映画会「おしりたんでいププッちいさなしゃちょうのだいピンチ!？」
6	2	水	11:00	えほんのじかん

☆6月3日(第1木曜日)資料整理のため休館

図書館応援隊メンバー募集!

『図書館応援隊』は、図書館でさまざまな活動をしてくださるボランティアグループです。

- 絵本の読み聞かせやストーリーテリング
 - 布絵本作り ○紙芝居作り ○民話のかたり
 - 喫茶コーナーの運営 ○図書館周辺の環境美化
- 活動分野は多岐にわたっています。興味のある方は、ぜひ一度活動のようすを見に来てください。活動日など、詳しくはお問い合わせください。

新 着 図 書

八千種研修センター 図書室

☎22-1564

一般書5冊

「ジャックポット」 筒井 康隆

「六人の嘘つきな大学生」 浅倉 秋成

文化センター行事予定 (5/15～6/14)

神崎学園

5月27日(木) 10:00～12:00 専門講座

6月3日(木) 13:20～15:20 専門講座

福寿学園

6月3日(木) 10:00～12:00 専門講座

6月10日(木) 10:00～12:00 専門講座

老人大学一般教養講座 (公開講座)

日時 5月27日(木) 13:20～15:00

場所 文化センター

演題 「食べる事!～人生100年時代を生きる～」

講師 株式会社明治 社員

※上記公開講座は、一般の方も参加していただけます。どうぞ、お越しくください。

歴史民俗資料館 連続講座①のご案内

『福崎町の民俗(仮)』

令和3年3月に、鍛冶屋区の民俗行事「かくしほちよじ」が県指定文化財になりました。これを記念し、今回の講座では、町の民俗文化をテーマにその魅力を再確認します。ぜひご参加ください。

日 時 6月5日(土) 13:30～15:00

講 師 埴岡真弓さん

(播磨学研究所運営委員兼研究員)

場 所 歴史民俗資料館 2階

受講料 無料(申し込みが必要です)

申 込 5月14日～25日(受付は9:00～16:00)

※新型コロナウイルス感染症対策として、今回の講座は先着順の申し込み制とします。

申し込み・問い合わせ先

歴史民俗資料館 ☎22-5699

地域に学ぶ体験学習

「トライやる・ウィーク」

6月7日(月)～11日(金)

※一部12日(土)

今年度も西中学校、東中学校の二年生が地域のみなさん、事業所のみなさんにお世話になります。

地域で育つ子どもたち、地域が育てる子どもたちを温かく見守ってくださいますようお願いいたします。



(学校教育課)



“こころ豊かなふくさき”を願って

“広げようフラワーボランティアの輪”

福崎町内の花壇などのお世話をしているボランティアの活動予定(5/20～6/19)をお知らせします。ぜひボランティア活動にご参加ください。

福崎町ココロクラブ

5月29日(土) 9:00～ 役場周辺道路街路樹下手入れみどりのグループ

6月2日(水) 9:00～ 七種川沿い新町花壇

6月16日(水) 9:00～ 元J A八千種前花壇

問い合わせ先 文化センター ☎22-3755

(コミュニティ推進専門員)



福崎町消防団退団式であいさつをする町長

新入職員を迎えて

福崎町長 尾崎吉晴

令和3年度がスタートしています。4月1日には新入職員を迎えて辞令交付式を行いました。その中で三つのお願いをしました。

一つ目は、明るい笑顔と気

持ちの良いあいさつでお客様を迎えてほしいということですが、そのことが「役場の職員は親切だ。相談しに来てよかった」と感じていただけたら丁度いいと思います。二つ目は、お客様の話を最後までしっかりと聞いてほしいということですが、話を途中で遮られると誰でも良い気がしません。このことはできそうでも、なかなかできないことだと思います。

三つ目は、しっかりと勉強をしてほしいということです。正しい判断をするためには勉強して知識を身につけなければなりません。知識、見識がなければ正しい判断はできません。これらのことが身につくと、職場が明るく、お客様にとっても安心で、心地よい環境になるので心がけてほしいと伝えました。みんなに親切で優しいまちづくりを職員と一丸となって進めてまいります。

今年が町制65周年の記念すべき年です。記念式典を5月3日に予定していますが、緊急事態宣言の発出によりやむなく延期といたしました。時期を変えて開催したいと考えていますのでよろしくお願いたします。

人権擁護委員に 法務大臣感謝状



4月14日、役場応接室で、人権擁護委員として活躍された玉置明美さんへの法務大臣感謝状伝達式が行われました。

玉置さんは約9年間在任し、任期満了により退任されました。感謝状は、長きにわたり尽力された功績に対して贈られたものです。



人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は、地域のみなさんからの相談を受けたり人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動を行うなど、幅広い活動をされています。

4月1日付けで、水田光紀さん（八千種地区）が新しく法務大臣から委嘱されました。任期は3年です。

（住民生活課）



社会教育課（内線256）

朝谷1号墳 1基
 墳形：円墳
 時代：7世紀前半頃
 構造：横穴式石室
 墳丘の大きさ：直径約14m
 所在地：福崎町山崎
 所有者・管理者：個人



令和3年3月23日付で、新たに朝谷1号墳が福崎町指定史跡に指定されました。今回の指定により、町指定文化財は34件となりました。

山崎地区の集落西側の七面山付近に所在し、墳形は直径約14m、高さ3mくらいに復元される円墳です。埋葬施設は横穴式石室をもち、石室の全長は8.7m、幅は最大2.2m、高さは中央部で1.63mを測る、旧神崎郡内でも長い石室を持つ古墳のひとつです。築造時期は石室の特徴から7世紀前半頃（古墳時代後期）と考えられます。

この古墳は墳丘や石室がほぼ完存しており、福崎町の古墳時代を知る上できわめて貴重な文化財です。

新たな福崎町指定文化財が誕生

あさたにいちこうふん
朝谷1号墳

税務課からのお知らせ

問い合わせ先 内線343

軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(月)

軽自動車など(一般の軽自動車のほか、原動機付自転車、小型特殊自動車や二輪の小型自動車を含む)を所有している人の税金の納期限は、5月31日です。

賦課期日(4月1日)現在、軽自動車などを所有している人は、5月11日に発送する軽自動車税種別割納税通知書で、納期限までに町の指定金融機関、郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。口座振替の申し込みをしている人は、5月31日に振替しますので、ご注意ください。

なお、軽自動車税(種別割)の領収書は、車検時の納税証明書になりますので、大切に保管してください。

軽自動車税(種別割)の減免

心身に障がいがあり歩行が困難な人のために使用する軽自動車について、申請をすれば、障がいのある人1人に対して1台に限り軽自動車税の減免を受けることができます。対象となる軽自動車は、障がいのある人または障がいの

ある人と生計を一にする人が所有する軽自動車で、もっぱら障がいのある人のために継続的に使用している軽自動車です。(県で自動車税種別割の減免を受けている場合は、軽自動車税種別割の減免を受けることができます。)

申請に必要なもの
 ■身体障害者手帳など障がいの程度を証明できる書類
 ■自動車検査証(原付等については標識交付証明書)
 ■本人または生計を一にする人の運転免許証

■印鑑
 ■減免申請書(役場税務課にあります)

■個人番号確認のための必要書類
 ■本人提出の場合 「個人番号カード」または「通知カード+身分証」

■代理人提出の場合 ①納税義務者の「個人番号カード」または「通知カード」の写し
 ②委任状③代理人の身分証
 申請期限 5月31日(月)



令和3年度 軽自動車等の税額



■原動機付自転車・二輪車・小型特殊自動車

車種	種別	税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超~90cc以下	2,000円
	90cc超~125cc以下	2,400円
	ミニカー50cc以下	3,700円
二輪の軽自動車(125cc超~250cc以下)		3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクタなど)	2,400円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円

■軽自動車(三輪、四輪以上)

車種	H27.3.31以前に初度検査をした車両		H27.4.1以後に初度検査をした車両		初度検査から13年を経過した車両(重課)
	三輪	四輪以上	三輪	四輪以上	
乗用	営業用	3,100円	5,500円	3,900円	4,600円
	自家用	3,100円	7,200円	6,900円	8,200円
	営業用	3,100円	3,000円	10,800円	12,900円
	自家用	3,100円	4,000円	3,800円	4,500円
貨物		3,100円	4,000円	5,000円	6,000円

※初度検査年月は自動車検査証をご確認ください。
 ※平成15年10月14日以前に初度検査を受けた車は、その年の12月に検査を受けたものとみなします。

◎軽自動車税のグリーン化特例

平成31年4月1日から令和3年3月31日までに初度検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものに「グリーン化特例」が適用されます。

車種	特例①	特例②	特例③		
四輪以上	乗用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物	営業用	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円	3,800円
三輪	1,000円	2,000円	3,000円		

- 特例① 電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減又は平成30年排出ガス規制適合)
- 特例② 乗用…平成17年排出ガス基準75%低減または平成30年排出ガス基準50%低減(以下★★★★)かつ令和2年度燃費基準+30%達成車
 貨物…★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車
- 特例③ 乗用…★★★★かつ令和2年度燃費基準達成車+10%達成車
 貨物…★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

自動車税種別割の納期限は5月31日(月)です 一兵庫県・姫路県税事務所一